

総務常任委員会関係

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条関係（県職員等の旅費に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
	目次
	第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
	第 2 章 内国旅行の旅費
	第 1 節 交通費（第 8 条－第 12 条）
	第 2 節 宿泊費等（第 13 条－第 15 条）
	第 3 節 転居費等（第 16 条－第 18 条）
	第 3 章 外国旅行の旅費（第 19 条）
	第 4 章 雑則（第 20 条－第 28 条）
	附則
第 1 章 総則 （用語の意義）	第 1 章 総則 （用語の意義）
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）</u> で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。	（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び <u>これらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）</u> における旅行をいう。
（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <u>以下同じ。</u> ）との間における旅行及び外国における旅行をいう。	（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <u>以下この号において同じ。</u> ）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
（3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は場所）を離れて旅行することをいう。	（3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
（4） 一略－	（4） 一略－
（5） 帰宅 職員が、退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。	（5） 帰宅 職員が、退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
（6） 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。	（6） 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。
（7） 一略－	（7） 一略－

2 この条例において「何級の職務」という場合には、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務並びに同項第2号から第6号までの給料表の適用を受ける者及びその他の者については人事委員会規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 一略一

2～4 一略一

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

（8）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（削る）

（削る）

（旅費の支給）

第3条 一略一

2～4 一略一

5 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

（1）第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合

（2）第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

（3）第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員 その家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第20条第2項の規定

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

（1）及び（2） 一略一

2 一略一

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿

に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（1）天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

（2）前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは当該家族の責めに帰することができない事情

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

（1）及び（2） 一略一

2 一略一

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿

(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示又は通知しなければならない。	(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に提示又は通知しなければならない。
5 一略一 (旅行命令等に従わない旅行)	5 一略一 (旅行命令等に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に<u>因り</u>旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令等</u>(前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下<u>この条</u>において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ<u>すみやかに</u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ<u>速やかに</u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
3 一略一 (旅費の種類)	3 一略一 (旅費の計算)
第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、日当、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。	第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものであり、その種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。
2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。	2 前項に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この条例及び人事委員会規則で定めるところによる。
3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。	
4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。	
5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。	
6 現地経費は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。	
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	
8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。	
9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。	
10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。	
11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。	

- 12 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 13 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
- 14 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 15 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。
- 16 内国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。
- 17 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。
- (旅費の計算)
- 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。
- 第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。
- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により、計算した日数による。
- 第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における現地経費、宿泊料及び日当は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について、定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。
- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数

(削る)

(削る)

(削る)

は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において現地経費、宿泊料又は日当（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による現地経費、宿泊料又は日当を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のために鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを請求しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 及び 3 一略一

（削る）

（削る）

（削る）

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを請求しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 及び 3 一略一

4 旅費の支出又は支払をする者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に

4 及び 5 —略—

6 第 1 項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第 2 項及び第 3 項に規定する期間その他の必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第 3 条第 4 項の規定により支給する旅費は、人事委員会規則で定める。

第 2 章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 削除

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 2 級以上の職務にある者については、一等の運賃

ロ 1 級の職務にある者については、二等の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか次に規定する急行料金

イ 第 2 号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(5) 2 級以上の職務にある者が第 3 号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(6) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 2 号又は第 3 号

過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 及び 6 —略—

7 第 1 項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第 2 項及び第 3 項に規定する期間、第 4 項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(削る)

第 2 章 内国旅行の旅費

第 1 節 交通費

(鉄道賃)

第 8 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第 12 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（人事委員会規則で定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

に規定する運賃、第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第4号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第6号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃

ロ 1級の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 2級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 1級の職務にある者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 2級以上の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(7) 8級以上の職務にある者が第1号に規定

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（人事委員会規則で定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（人事委員会規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

する船舶による旅行において上級の船室を利用する場合には、第 1 号の規定にかかわらず、 上級の運賃	
2 前項第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。	
(航空賃)	(航空賃)
第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。	第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他人事委員会規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
	(1) 運賃
	(2) 座席指定料金
	(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用
	2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
	(車賃)
	第11条 車賃は、自己の所有する自家用自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。
	(1) 当該移動に係る路程に応じた費用
	(2) 前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用
	(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用
	2 前項第 1 号に掲げる費用は、自己の所有する自家用自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1 キロメートルにつき 22円とする。この場合において、通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	(その他の交通費)
第18条 車賃の額は、1 キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額	第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、

による。 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃 (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用 (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用 第2節 宿泊費等 (宿泊費)
(現地経費) 第19条 現地経費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 県内旅行(県の区域内における旅行をいう。以下同じ。)のうち路程100キロメートル(赴任にあつては、50キロメートル)以上のもの 1日につき200円 (2) 県外旅行(県内旅行以外の旅行をいう。以下同じ。)のうち路程100キロメートル以上200キロメートル未満(赴任にあつては、50キロメートル以上100キロメートル未満)のもの 1日につき200円 (3) 県外旅行のうち路程200キロメートル(赴任にあつては、100キロメートル)以上のもの 1日につき1,100円 (宿泊料)	第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。第15条及び第16条において「令」という。)第9条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として人事委員会規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 (包括宿泊費)
第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。 (食卓料) 第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要	第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。 (宿泊手当) 第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、法及び令第11条の規定により国家公務員等に支給さ

<u>しないが食費を要する場合に限り支給する。</u> <u>(移転料)</u>	<u>れる宿泊手当の額を基準として人事委員会規則で定める1夜当たりの定額とする。</u> <u>第3節 転居費等</u> <u>(転居費)</u>
<u>第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u> <u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額</u> <u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> <u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</u> <u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u> <u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u>	<u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、法及び令第12条の規定により国家公務員等に支給される転居費の額を基準として人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。</u>
<u>(着後手当)</u> <u>第23条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u> <u>(扶養親族移転料)</u>	<u>(着後滞在費)</u> <u>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u> <u>(家族移転費)</u>
<u>第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u> <u>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における、扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</u> <u>イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u>	<u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u> <u>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u> <u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家</u>

ロ 12歳未満 6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前号の規定を適用する。

（日額旅費）

第25条 第6条第16項の規定により支給する日額旅費は、次の各号に掲げる職員の旅行について当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。

(1) 測量、調査、土木工事、巡察等のため現場を巡回する職員

(2) 長期間の講習、研修等に参加する者

(3) 船員たる職員

(4) 常時出張を必要とする職員

2 前項の日額旅費の額、支給条件、支給方法及びその具体的支給範囲については、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離旅行の旅費)

第26条 路程25キロメートル（赴任にあつては、12.5キロメートル）未満の近距離旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り、別表第1の宿泊料の定額
- (3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための県営住宅に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ住所又は居所を移転した場合には、別表第1の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第27条 削除

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費
 - イ 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
 - ロ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出發して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費	
(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費	
2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。	
3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には本邦における外国への出張地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。	
第3章 外国旅行の旅費 (外国旅行の旅費)	第3章 外国旅行の旅費
第30条 外国旅行の旅費支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定めるところに従い、これを支給する。ただし、同法律の規定により難い事項に関しては、任命権者は、その都度人事委員会に協議の上これを決定し支給するものとする。	第19条 渡航雑費、死亡手当その他の外国旅行の旅費の支給については、法に定めるところに従い、これを支給する。ただし、法の規定により難い事項に関しては、任命権者は、その都度人事委員会に協議の上これを決定し支給するものとする。
第4章 雑則	第4章 雑則 (退職者等の旅費)
	第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。
	2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。
	(遺族の旅費)
	第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。 (証人等の旅費)
	第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、人事委員会規則で定めるものとする。

(旅費の調整)

第31条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、
宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この
条例の規定による旅費を支給した場合には不当
に旅行の実費をこえて旅費を支給することとな
る場合においては、その実費をこえることとな
る部分の旅費について、旅費の全部又は一部を
支給しないことができる。

2 ー略ー

(旅費の特例)

第32条 任命権者は、職員について労働基準法(昭
和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64
条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の
規定に該当する事由がある場合において、この
条例の規定による旅費の支給ができないとき、
又はこの条例の規定により支給する旅費が労働
基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法
第48条の規定による旅費又は費用に満たない
ときは、当該職員に対し、これらの規定による
旅費若しくは費用に相当する金額又はその満た
ない部分に相当する金額を旅費として支給する
ものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃(第11条第
1項第1号に掲げる費用を除く。)及びその他
の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する
部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第8条
第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項
各号、第11条第1項第2号及び第3号並びに第
12条各号に掲げる各費用について、当該各条及
び第6条の規定により計算した額と現に支払つ
た額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少
ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿
泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移
転費(車賃(第11条第1項第1号に掲げる費用に
限る。)及び宿泊手当に相当する部分を除く。)
に係る旅費の支給額は、当該各種目について第
13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1
項並びに第6条の規定により計算した額と現に
支払った額を比較し、当該各種目ごとのい
ずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅
費の支給を受ける場合その他この条例の規定に
よる旅費を支給した場合には不当に旅行の実費
を超えて旅費を支給することとなる場合におい
ては、その実費を超えることとなる部分の旅費
について、旅費の全部又は一部を支給しないこ
とができる。

2 ー略ー

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭
和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64
条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第
1項若しくは第2項の規定に該当する事由があ
る場合において、この条例の規定による旅費の
支給ができないとき、又はこの条例の規定によ
り支給する旅費が労働基準法第15条第3項若し
くは第64条又は船員法第48条の規定による旅費
又は費用に満たないときは、当該職員に対し、
これらの規定による旅費若しくは費用に相当す
る金額又はその満たない部分に相当する金額を
旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2
項の規定に該当する事由があつた場合におい
て、前項の規定により当該職員に旅費を支給し

2 任命権者は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の職員がその条件付採用期間中にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは、第29条第3項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

たときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

3 任命権者は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の職員がその条件付採用期間中にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住するときは、人事委員会規則で定めるところにより計算した旅費を支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 旅費の支出又は支払をする者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則（次項において「条例等」という。）の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅費の支出又は支払をする者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅費の支出又は支払をする者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

(任命権者の監督)

第27条 任命権者は、この条例の適正な執行を確保するため、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(人事委員会規則への委任)

(実施規定)

第33条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

附 則

1 一略一

一略一

2 2級以上の職務にある者が旅客運賃の等級を2階級に区分する線路及び船舶による旅行をする場合における鉄道賃及び船賃の額の算定については、当分の間、第15条及び第16条の規定にかかわらず、1級の職務にある者の例による。ただし、第31条第2項の規定の適用を妨げない。

(削る)

- 3 特別車両料金及び特別船室料金は、当分の間、
第15条及び第16条の規定にかかわらず、これら
の規定による鉄道賃の額及び船賃の額の算定に
あたりこれらを含めないものとする。ただし、
第31条第2項の規定の適用を妨げない。
- 4 2級以下の職務にある者に支給する宿泊料及
び食卓料の額は、当分の間、別表第1の規定に
にかかわらず、7級以下3級以上の職務にある者
に支給する額と同額とする。
- 5 別表第1第1項の表の備考の規定の適用につ
いては、当分の間、同備考中「国家公務員等の
旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等
の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令
和6年法律第22号）による改正前の国家公務員
等の旅費に関する法律」と、「に定める」とあ
るのは「の規定の例による」とする。
- 6 第30条の規定の適用については、当分の間、
同条中「国家公務員等の旅費に関する法律」と
あるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の
一部を改正する法律（令和6年法律第22号）に
よる改正前の国家公務員等の旅費に関する法
律」と、「に定めるところに従い」とあるのは
「の規定の例により」と、同条ただし書中「規
定」とあるのは「規定の例」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

別表第1

(削る)

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（1夜に つき）		食卓料 （1夜 につ き）
	甲地方	乙地方	
8級以上の職務 にある者	円 14,800	円 11,800	円 2,600
7級以下3級以 上の職務にある 者	13,100	9,800	2,200
2級以下の職務 にある者	10,900	7,800	1,700

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等
の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）
別表第1の1の備考に定める甲地方の地域
をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方
に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	路程 50 キロ メートル 未満	路程 50 キロ メートル 以上 100 キロ メートル 未満	路程 100 キロ メートル 以上 300 キロ メートル 未満	路程 300 キロ メートル 以上 500 キロ メートル 未満	路程 500 キロ メートル 以上 1,0 キロ メートル 未満	路程 1,0 キロ メートル 以上 1,5 キロ メートル 未満	路程 1,5 キロ メートル 以上 2,0 キロ メートル 未満	路程 2,0 キロ メートル 以上
		円	円	円	円	円	円	円
8 級以 上の職 務にあ る者		126 ,00 0	144 ,00 0	178 ,00 0	220 ,00 0	292 ,00 0	306 ,00 0	328 ,00 0
7 級以 下 3 級 以上の 職務に ある者		107 ,00 0	123 ,00 0	152 ,00 0	187 ,00 0	248 ,00 0	261 ,00 0	279 ,00 0
2 級以 下の職 務にあ る者		93, 000	107 ,00 0	132 ,00 0	163 ,00 0	216 ,00 0	227 ,00 0	243 ,00 0

第 2 条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）	（議会の議員の議員報酬・費用弁償等）
第 2 条 一略一	第 2 条 一略一
2 議会の議員が職務のため旅行するときは、別	2 議会の議員が職務のため旅行するときは、別

表第4に定める費用弁償額を支給する。

3 議会の議員が議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「議会等」という。）に出席するときは、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める費用弁償額を支給する。この場合において、居住地から招集地までの往復の路程が150キロメートル以上の議員が議会等に出席する日の前日に招集地に宿泊したときは、別表第4に定める宿泊料を併せて支給する。ただし、交通手段が確保できないおそれがあり議会等に出席する日の前日に宿泊する必要があると認められる場合等の特別の事情がある場合において宿泊したときは、居住地から招集地までの路程にかかわらず、別表第4に定める宿泊料を併せて支給する。

4 及び 5 一略一
（知事等の給与及び旅費）

第3条 一略一

2 及び 3 一略一

4 知事等が職務のため旅行するときは、別表第4及び別表第6に定める旅費を支給する。

附 則

1 一略一

2 別表第4の備考第1項において一般職の職員の例によるとされる鉄道賃及び船賃の額の規定については、その算定に関する県職員等の旅費に関する条例第15条、第16条、附則第2項及び附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、同条例第15条及び第16条に定めるところによる。

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の152.5」とあるのは、「100分の137.5」とする。

4 平成26年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の147.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

5 平成27年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の155」とあるのは、「100分の165」とする。

表第4に定める費用弁償額を支給する。

3 議会の議員が議会並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「議会等」という。）に出席するときは、前項の規定にかかわらず、別表第5に定める費用弁償額を支給する。この場合において、居住地から招集地までの往復の路程が150キロメートル以上の議員が議会等に出席する日の前日に招集地に宿泊したときは、別表第4に定める宿泊費及び宿泊手当を併せて支給する。ただし、交通手段が確保できないおそれがあり議会等に出席する日の前日に宿泊する必要があると認められる場合等の特別の事情がある場合において宿泊したときは、居住地から招集地までの路程にかかわらず、別表第4に定める宿泊費及び宿泊手当を併せて支給する。

4 及び 5 一略一
（知事等の給与及び旅費）

第3条 一略一

2 及び 3 一略一

4 知事等が職務のため旅行するときは、別表第4に定める旅費を支給する。

附 則

一略一
（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

6 平成28年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の160」とあるのは、「100分の165」とする。

(削る)

7 平成29年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

(削る)

8 平成30年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

(削る)

9 令和元年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

(削る)

別表第4

旅費及び費用弁償額

区分	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	
議会の議員	円 16,500	円 13,300	円 3,000
知事			
副知事	円 16,500	円 13,300	円 3,000

別表第4

1 内国旅行の旅費及び費用弁償額

区分	宿泊費
議会の議員	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）並び
知事	に国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条及び第21条第2項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この表及び次項の表において「指定職の職務にある者」という。）に支給される
副知事	

教育長		14,800	11,800	2,600
企業管理者		14,800	11,800	2,600
病院事業管理者		14,800	11,800	2,600
教育委員会の委員		14,800	11,800	2,600
選挙管理 委員会の 委員	委員長	14,800	11,800	2,600
	委員			
	補充員	13,100	9,800	2,200
非常勤の 監査委員	識見を有 する者の うちから 選任する 委員	14,800	11,800	2,600
	議会の議 員のうち から選任 する委員	16,500	13,300	3,000
常勤の監査委員		14,800	11,800	2,600
人事委員会の委員		14,800	11,800	2,600
公安委員会の委員		14,800	11,800	2,600
労働委員 会の委員	会長			2,600
	会長代理	14,800	11,800	
	委員			
	特別調整 委員			2,200
	あつせん 員	13,100	9,800	
	あつせん 員候補者			
収用委員 会の委員	会長	14,800	11,800	2,600
	委員	13,100	9,800	2,200

		宿泊費に相当する額 (以下この表において「指定職相当額」という。)		
教育長				
企業管理者				
病院事業管理者				
教育委員会の委員				
選挙管理 委員会の 委員	委員長			一般職の職員の例に よる額
	委員			
	補充員			
非常勤の 監査委員	識見を有 する者の うちから 選任する 委員			指定職相当額
	議会の議 員のうち から選任 する委員			
常勤の監査委員				
人事委員会の委員				
公安委員会の委員				
労働委員 会の委員	会長			
	会長代理			一般職の職員の例に よる額
	委員			
	特別調整 委員			
	あつせん 員			
	あつせん 員候補者			
収用委員 会の委員	会長			
	委員			

		0		
海区漁業	会長	14,800	11,800	2,600
調整委員		0	0	
会の委員	委員	13,100	9,800	2,200
		0		
内水面漁	会長	14,800	11,800	2,600
場管理委		0	0	
員会の委		13,100	9,800	2,200
員	委員	0		
選挙長				
選挙分会長		14,800	11,800	2,600
		0	0	
審査分会長				
選挙立会人		13,100	9,800	2,200
審査分会立会人		0		
	会長及び	14,800	11,800	2,600
	これに準	0	0	
	ずる者			
附属機関	委員及び	13,100	9,800	2,200
の委員等	これに準	0		
	ずる者			
	社会教育	14,800	11,800	2,600
	委員	0	0	
専門委員		14,800	11,800	2,600
		0	0	
地方公務員法第3	一般職の職員の行政 職給料表4級の職務 にある者の額の範囲 内で任命権者が定め る額			
条第3項第3号に 掲げる職にある者				

備考

- 1 鉄道賃及び船賃の額は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 第2条、第3条、第4条第1項第1号、第2号（補充員を除く。）、第3号から第5号まで、第6号（特別調整委員、あつせん員及びあつせん員候補者を除く。）、第7号から第9号まで（これらの職員のうち会長以外の者を除く。）、第5条（選挙立会人及び審査分会立会人を除く。）及び第6条（委員及びこれに準ずる者を除く。）の職員並びに専門委員にあつては、行政職給料表8級以上の職務にある一般職の職員の

海区漁業	会長			
調整委員				
会の委員	委員			
内水面漁	会長			
場管理委				
員会の委				
員	委員			
選挙長				
選挙分会長				
審査分会長				
選挙立会人				
審査分会立会人				
	会長及び			
	これに準			
	ずる者			
附属機関	委員及び			
の委員等	これに準			
	ずる者			
	社会教育			
	委員			
専門委員				
地方公務員法第3	一般職の職員の行政 職給料表4級の職務 にある者の額の範囲 内で任命権者が定め る額			
条第3項第3号に 掲げる職にある者				

備考

- 1 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員の例による。ただし、第2条、第3条第1項第1号及び第2号並びに第4条第1項第3号の職員（議会の議員のうちから選任する委員に限る。）にあつては、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第8条第1項第5号中「特別車両料金（人事委員会規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別車両料金」と、同条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第9条第1項第4号中「特別船室料金（人事委員会規則で定める者に限る。）」とあるのは「特別船室

- 例による額。ただし、第2条並びに第3条第1項第1号及び第2号の職員についての船賃の額は、中級の運賃とあるのは上級の運賃と読み替えた額
- (2) 前号に該当する職員を除いた職員にあつては、行政職給料表2級以上の職務にある一般職の職員の例による額
- 2 車賃の額は、一般職の職員の例による。
- 3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
- 4 現地経費の額は、次に定めるところによる。
- (1) 第3条及び第5条から第7条までに規定する職員にあつては、一般職の職員の例による額
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員にあつては、次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 県内旅行（県の区域内における旅行をいう。以下同じ。） 1日につき200円
- ロ 県外旅行（県内旅行以外の旅行をいう。） 1日につき1,100円

料金」と、同条第2項中「最下級（人事委員会規則で定める職員が移動する場合には、最下級の直近上位の級）」とあるのは「最上級」と、同条例第10条第2項中「最下級」とあるのは「最下級の直近上位の級」と読み替えた額とする。

- 2 車賃、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、一般職の職員の例による。ただし、転居費、着後滞在費及び家族移転費は、知事等に限り支給する。

2 外国旅行の旅費及び費用弁償額

区分	旅費及び費用弁償額
議会の議員	国家公務員等の旅費に関する法律及び国
知事	家公務員等の旅費に
副知事	関する法律施行令の 規定により指定職の 職務にある者に支給 される旅費に相当す る額（以下この表にお いて「指定職相当額」 という。）
教育長	行政職給料表9級の 職務にある一般職の 職員の例による額
企業管理者	
病院事業管理者	
教育委員会の委員	
選挙管理委員会 委員長の 委員	
委員 補充員	
非常勤の 識見を有	

監査委員	する者のうちから選任する委員	指定職相当額
	議会の議員のうちから選任する委員	
常勤の監査委員		行政職給料表 9 級の職務にある一般職の職員の例による額
人事委員会の委員		
公安委員会の委員		
労働委員会 の委員	会長	
	会長代理委員	
	特別調整委員	
	あつせん員	
	あつせん員候補者	
収用委員	会長	
会の委員	委員	
海区漁業調整委員	会長	
会の委員	委員	
内水面漁場管理委員	会長	
員の委員	委員	
選挙長		
選挙分会長		
審査分会長		
選挙立会人		
審査分会立会人		
附属機関 の委員等	会長及びこれに準ずる者	
	委員及びこれに準ずる者	
	社会教育委員	
専門委員		

地方公務員法第3	行政職給料表4級の
条第3項第3号に	職務にある一般職の
掲げる職にある者	職員の例による額

備考 この表により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(削る)

別表第6

移転料								
区分	路程 50 キロ メートル 未満	路程 50 キロ メートル 以上 100 キロ メートル 未満	路程 100 キロ メートル 以上 300 キロ メートル 未満	路程 300 キロ メートル 以上 500 キロ メートル 未満	路程 500 キロ メートル 以上 1,0 キロ メートル 未満	路程 1,0 キロ メートル 以上 1,5 キロ メートル 未満	路程 1,5 キロ メートル 以上 2,0 キロ メートル 未満	路程 2,0 キロ メートル 以上
		路程 100 キロ メートル 以上 300 キロ メートル 未満	路程 300 キロ メートル 以上 500 キロ メートル 未満	路程 500 キロ メートル 以上 1,0 キロ メートル 未満	路程 1,0 キロ メートル 以上 1,5 キロ メートル 未満	路程 1,5 キロ メートル 以上 2,0 キロ メートル 未満	路程 2,0 キロ メートル 以上	
知事	円 126 ,00 0	円 144 ,00 0	円 178 ,00 0	円 220 ,00 0	円 292 ,00 0	円 306 ,00 0	円 328 ,00 0	円 381 ,00 0
副知事								
教育長								
企業管 理者								
病院事 業管理 者								
常勤の 監査委								

員								
常勤の								
人事委								
員会の								
委員								

備考 着後手当の額は、別表第4の宿泊料（乙地方）定額の5夜分に相当する額とする。

第3条関係（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案															
（警察職員の特殊勤務手当） 第14条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（16） 一略一 2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 <table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象作業等</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="3">（１）～（16） 一略一</td></tr></table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	（１）～（16） 一略一			（警察職員の特殊勤務手当） 第14条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）～（16） 一略一 <u>（17） 船員作業手当</u> 2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。 <table><tr><th>手当の種類</th><th>支給対象作業等</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="3">（１）～（16） 一略一</td></tr><tr><td><u>（17） 船員作業手当</u></td><td><u>船員たる警察職員が航海中の船舶において行う作業で人事委員会が定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事した場合</u></td><td><u>同 1,090円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</u></td></tr></table>	手当の種類	支給対象作業等	手当額	（１）～（16） 一略一			<u>（17） 船員作業手当</u>	<u>船員たる警察職員が航海中の船舶において行う作業で人事委員会が定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事した場合</u>	<u>同 1,090円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</u>
手当の種類	支給対象作業等	手当額														
（１）～（16） 一略一																
手当の種類	支給対象作業等	手当額														
（１）～（16） 一略一																
<u>（17） 船員作業手当</u>	<u>船員たる警察職員が航海中の船舶において行う作業で人事委員会が定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事した場合</u>	<u>同 1,090円を超えない範囲内において人事委員会が定める額</u>														

第4条関係（参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（費用弁償の <u>種類</u> 及び金額） 第2条 費用弁償する費用の <u>種類</u> 及び金額は、行政職給料表6級の職務にある者が、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定に基づいて受ける旅費の <u>種類</u> 及び金額と同一とする。 <u>ただし、現地経費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> （1） 県内旅行（県の区域内における旅行をいう。以下同じ。） 1日につき200円 （2） 県外旅行（県内旅行以外の旅行をいう。）	（費用弁償の <u>種目</u> 及び金額） 第2条 費用弁償する費用の <u>種目</u> 及び金額は、行政職給料表6級の職務にある者が、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定に基づいて受ける旅費の <u>種目</u> 及び金額と同一とする。 （削る） （削る）

第5条関係（山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<u>（費用弁償の種類及び額等）</u>	<u>（費用弁償の種目及び金額）</u>
第3条 語学指導等に従事する外国人が職務のため旅行するとき、及び県の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため参考人、通訳等として旅行するときは、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める費用弁償額を支給する。	第3条 語学指導等に従事する外国人が職務のため旅行するとき、及び県の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため参考人、通訳等として旅行するときは、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める費用弁償額を支給する。
<u>（1） 内国旅行</u>	<u>（1） 内国旅行 一般職の常勤の職員の例による</u>
<u>イ 鉄道賃、船賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当 一般職の常勤の職員の行政職給料表2級の職務にある者の額</u>	<u>る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費（県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を除く。）及び着後滞在費の額</u>
<u>ロ 航空賃 現に支払った旅客運賃の額</u>	
<u>ハ 移転料 一般職の常勤の職員の行政職給料表2級の職務にある者が扶養親族を移転しない場合の額</u>	
<u>（2） 外国旅行</u>	<u>（2） 外国旅行 一般職の常勤の職員の行政職給料表2級の職務にある者の例による航空賃及び渡航雑費の額</u>
<u>イ 航空賃 現に支払った旅客運賃の額</u>	
<u>ロ 旅行雑費 一般職の常勤の職員の例による額</u>	
2 内国旅行については、前項の費用弁償に代え、 <u>日額旅費を費用弁償として支給することができる。</u>	（削る）

附則第9項関係（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<u>（一般の派遣職員に対する旅費の支給）</u>	<u>（一般の派遣職員に対する旅費の支給）</u>
第8条 次の各号に掲げる場合で任命権者が特に必要があると認めるときは、当該各号に掲げる者に対し、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定の例により旅費を支給することができる。	第8条 次の各号に掲げる場合で任命権者が特に必要があると認めるときは、当該各号に掲げる者に対し、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定の例により旅費を支給することができる。
<u>（1）～（7） 一略一</u>	<u>（1）～（7） 一略一</u>
<u>（8） 外国の派遣先の機関に勤務する一般の派遣職員の配偶者が、当該一般の派遣職員の勤務地において死亡し、又は次のイ若しくはロに該当する外国旅行中に死亡した場合 当該一般の派遣職員</u>	<u>（8） 外国の派遣先の機関に勤務する一般の派遣職員の配偶者が、当該一般の派遣職員の勤務地において死亡し、又は次のイ若しくはロに該当する外国旅行中に死亡した場合 当該一般の派遣職員</u>

- イ 一般の派遣職員が赴任の際任命権者の許可を受け、在勤庁から派遣先の機関の勤務地まで若しくは派遣先の機関の勤務地から在勤庁まで扶養親族を随伴する場合
- ロ 一般の派遣職員が外国の派遣先の機関において勤務している間に任命権者の許可を受け、同一勤務地について1回限り、扶養親族を当該勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合

- イ 一般の派遣職員が赴任の際任命権者の許可を受け、在勤庁から派遣先の機関の勤務地まで若しくは派遣先の機関の勤務地から在勤庁まで家族を随伴する場合
- ロ 一般の派遣職員が外国の派遣先の機関において勤務している間に任命権者の許可を受け、同一勤務地について1回限り、家族を当該勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 3		別表第 3	
職名	報酬額	職名	報酬額
一略一	一略一	一略一	一略一
選挙長	同 10,800円	選挙長	同 12,200円
選挙分会長	同 10,800円	選挙分会長	同 12,200円
選挙立会人	同 8,900円	選挙立会人	同 10,100円
審査分会長	同 10,800円	審査分会長	同 12,200円
審査分会立会人	同 8,900円	審査分会立会人	同 10,100円
一略一	一略一	一略一	一略一

山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第 1 条関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（育児休業をすることができない職員等） 第 2 条 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 （1）～（6） 一略一 （7） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 イ 次のいずれにも該当する非常勤職員 （イ） 一略一 （ロ） 勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。第32条第 2 号において同じ。）の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員 ロ及びハ 一略一 （部分休業をすることができない職員等） 第32条 法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 （1） 一略一 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員等を除く。次条において同じ。） <u>（部分休業の承認）</u> 第33条 <u>法第19条第 1 項の規定による部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について割り振られた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員休日休暇条例第 9 条第 1 項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第16条第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により育児のための休暇を承認されている職員等（非常勤職員を除く。）又は職員休日休暇条例第 9 条の 3 第 1 項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第16条の 3 第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により介護時間を与えられている職員等（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児のための休暇又は当該介護時間の期間を減じた時間を超	（育児休業をすることができない職員等） 第 2 条 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 （1）～（6） 一略一 （7） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 イ 次のいずれにも該当する非常勤職員 （イ） 一略一 （ロ） 勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。第32条第 2 号及び第33条の 4 第 2 号において同じ。）の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員 ロ及びハ 一略一 （部分休業をすることができない職員等） 第32条 法第19条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 （1） 一略一 （2） 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員等を除く。次条において同じ。） <u>（第 1 号部分休業の承認）</u> 第33条 <u>法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員休日休暇条例第 9 条第 1 項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第16条第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により育児のための休暇を承認されている職員等（非常勤職員を除く。）又は職員休日休暇条例第 9 条の 3 第 1 項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第16条の 3 第 1 項（市町村立学校職員勤務時間等条例第 2 条において準用する場合を含む。）の規定により介護時間を与えられている職員等（非常勤職員を除く。）に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児のための休暇又は当該介護時間の期間を減じた時

えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者により育児若しくは介護のための休暇を承認され、又は任命権者に育児若しくは介護のための休暇を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児又は介護のための休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が任命権者により育児若しくは介護のための休暇を承認され、又は任命権者に育児若しくは介護のための休暇を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児又は介護のための休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第33条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第33条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（法第19条第2項第2号の条例で定める時間）</u> <u>第33条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員等 77時間30分</u> <u>（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第33条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができ</u>
--	--

	<u>なかった事実が発生したことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>
(部分休業に係る給与の減額) 第34条 職員等が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(部分休業に係る給与の減額) 第34条 職員等が<u>法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2 一略一 (部分休業の承認の取消事由)	2 一略一 (部分休業の承認の取消事由)
第35条 <u>第14条の規定は、職員等の部分休業について準用する。</u>	第35条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員等が法第19条第3項の規定による変更をしたこととする。</u>

第2条関係（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(介護休暇) 第9条の2 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第9条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護休暇を与える。	(介護休暇) 第9条の2 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第9条の5第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護休暇を与える。
2 及び 3 一略一	2 及び 3 一略一 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第9条の4 任命権者は、山形県職員等の育児休

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)
第9条の4 一略一
(勤務環境の整備に関する措置)
第9条の5 一略一
(1)～(3) 一略一

業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第36条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第9条の5 一略一

(勤務環境の整備に関する措置)

第9条の6 一略一

(1)～(3) 一略一

第3条関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（介護休暇） 第16条の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者（<u>第16条の4第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、県教育委員会又はその委任を受けた者が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該学校職員に介護休暇を与える。	（介護休暇） 第16条の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び別表において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他県教育委員会が県人事委員会と協議して定める者（<u>第16条の5第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、県教育委員会又はその委任を受けた者が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該学校職員に介護休暇を与える。
2 及び 3 ー略ー	2 及び 3 ー略ー
	<u>（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）</u> 第16条の4 県教育委員会は、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第36条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員（以下この項において「<u>申出学校職員</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） <u>申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> （2） <u>出生時両立支援制度等の請求等に係る申出学校職員の意向を確認するための措置</u> （3） <u>育児休業条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子</u>

	<u>の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>県教育委員会は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）対象学校職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>県教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）
第16条の4　－略－	第16条の5　－略－
（勤務環境の整備に関する措置）	（勤務環境の整備に関する措置）
第16条の5　－略－	第16条の6　－略－

第4条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

部 会 課

現 行

(勤務時間及び休暇等)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、この条例に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一 略 一	一 略 一	一 略 一
-------	-------	-------

改 正 案

(勤務時間及び休暇等)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、この条例に定めるもののほか、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

一 略 一	一 略 一	一 略 一
-------	-------	-------

第4条第2項、 第5条第1項、 第6条第2項、 第7条の2、第 8条、第9条第 4項、第10条か ら第12条まで、 第13条第1項、 第14条第1項及 び第2項、第15 条第1項、第16 条第1項、第16 条の3第1項、 第16条の4並び に第16条の5	県教育委員 会	市町村教育 委員会
—略—	—略—	—略—

第4条第2項、 第5条第1項、 第6条第2項、 第7条の2、第 8条、第9条第 4項、第10条か ら第12条まで、 第13条第1項、 第14条第1項及 び第2項、第15 条第1項、第16 条第1項、第16 条の3第1項、 第16条の4、第 16条の5並びに 第16条の6	県教育委員 会	市町村教育 委員会
—略—	—略—	—略—

山形県副知事定数条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

現 行	改 正 案
山形県副知事の定数は、 <u>1 人</u> とする。	山形県副知事の定数は、 <u>2 人</u> とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（県民税の納税義務者等）	（県民税の納税義務者等）
第29条 一略一	第29条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u> 、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第48条の2第1項第2号において「認可地縁団体」という。）、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。	5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに管理組合法人及び団地管理組合法人、 <u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u> 及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第48条の2第1項第2号において「認可地縁団体」という。）、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。
6～8 一略一 （所得控除）	6～8 一略一 （所得控除）
第33条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額 <u>及び基礎控除額</u> を控除する。	第33条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、 <u>特定親族特別控除額及び基礎控除額</u> を控除する。
（不動産取得税の減免）	（不動産取得税の減免）
第82条の2 一略一	第82条の2 一略一
2 前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限</u> （前項第2号に掲げる不動産の取得にあつては <u>当該不動産が滅失又は損壊した日の翌日から1月を経過する日</u> ）までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。	2 前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、 <u>納期限まで</u> （前項第2号に掲げる不動産の取得にあつては、 <u>納期限又は当該不動産が滅失若しくは損壊した日の翌日から1月を経過する日まで</u> ）に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければ

(1)～(6) 一略一
3 一略一
附 則
(公益信託に係る県民税の課税の特例)
第3条の2 一略一

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。
(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条の5 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損

ばならない。
(1)～(6) 一略一

3 一略一
附 則
(公益法人等に係る県民税の課税の特例)
第3条の2 一略一

2 前項の規定により租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者に前項に規定する県民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、県民税に関する規定（第29条を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者（県民税の所得割の納税義務者に限る。）につきこの項の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る前項に規定する県民税の所得割については、第33条の規定（障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び特定親族特別控除額に係る部分に限る。）は、適用しない。

3 第1項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を第1項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項に規定する県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。
(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条の5 県民税の所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損

失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2～6 一略一

（軽油引取税の課税免除の特例）

第15条の2の3 一略一

（1） 一略一

（2） 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第3項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

（3） 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第4項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第5項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

（4） 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第6項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第7項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

（5） 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第8項の表の上欄に掲げる事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取り

2 第131条の6から第131条の10まで、第131条の13及び第131条の14の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取

失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の3第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、附則第12条の3第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2～6 一略一

（軽油引取税の課税免除の特例）

第15条の2の3 一略一

（1） 一略一

（2） 自衛隊又は締約国軍隊（法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する締約国軍隊をいう。第6項において同じ。）が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第3項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第4項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

（3） 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第5項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第6項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

（4） 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第7項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第8項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

（5） 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第9項の表の上欄に掲げる事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取り

2 第131条の6から第131条の10まで、第131条の13及び第131条の14の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取

りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第131条の6 第1項	一略一 施行令第43条の15第13項ただし書	一略一 施行令 <u>附則第10条の2の2第9項</u> において準用する施行令第43条の15第13項ただし書
一略一	一略一	一略一
第131条の7 第3項	施行令第43条の15第9項	施行令 <u>附則第10条の2の2第9項</u> において準用する施行令第43条の15第9項
一略一	一略一	一略一
第131条の10の見出し	施行令第43条の15第13項	施行令 <u>附則第10条の2の2第9項</u> において準用する施行令第43条の15第13項
第131条の10	一略一 施行令第43条の15第13項	一略一 施行令 <u>附則第10条の2の2第9項</u> において準用する施行令第43条の15第13項
一略一	一略一	一略一

3 及び 4 一略一

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第12項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項

りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第131条の6 第1項	一略一 施行令第43条の15第13項ただし書	一略一 施行令 <u>附則第10条の2の2第10項</u> において準用する施行令第43条の15第13項ただし書
一略一	一略一	一略一
第131条の7 第3項	施行令第43条の15第9項	施行令 <u>附則第10条の2の2第10項</u> において準用する施行令第43条の15第9項
一略一	一略一	一略一
第131条の10の見出し	施行令第43条の15第13項	施行令 <u>附則第10条の2の2第10項</u> において準用する施行令第43条の15第13項
第131条の10	一略一 施行令第43条の15第13項	一略一 施行令 <u>附則第10条の2の2第10項</u> において準用する施行令第43条の15第13項
一略一	一略一	一略一

3 及び 4 一略一

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第13項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項

の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。	の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。
6 一略一 (狩猟税の税率の特例) 第19条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 一略一 (東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例) 第21条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供すること	6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた<u>締約国軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。</u> 7 一略一 (狩猟税の税率の特例) 第19条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間」という。)に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この条において「許可捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 一略一 (東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例) 第21条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供すること

ができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

一略一	一略一	一略一
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
一略一	一略一	一略一
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）

ができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

一略一	一略一	一略一
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
一略一	一略一	一略一
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

	—略—	—略—
--	-----	-----

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

	—略—	—略—
--	-----	-----

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

一略一	一略一	一略一
附則第5条の4第1項第2号ロ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
一略一	一略一	一略一
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法 <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（震災特例法 <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法 <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	震災特例法 <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
一略一	一略一	一略一
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法 <u>第11条の7第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと

一略一	一略一	一略一
附則第5条の4第1項第2号ロ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
一略一	一略一	一略一
附則第10条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法 <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一
附則第10条の2第3項	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（震災特例法 <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法 <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
附則第11条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	震災特例法 <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
一略一	一略一	一略一
附則第12条第1項	第35条第1項	第35条第1項（震災特例法 <u>第11条の6第4項</u> の規定により適用される場合を含む。）
	一略一	一略一

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと

によりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

5 一略一

によりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条、附則第4条の2、附則第5条の4又は附則第10条から附則第12条までの規定を適用する。

5 一略一

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（課税免除の要件） 第 2 条 知事は、促進区域内において、当該促進区域に係る法第 4 条第 6 項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するものを設置した法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。	（課税免除の要件） 第 2 条 知事は、促進区域内において、当該促進区域に係る法第 4 条第 6 項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和 10 年 3 月 31 日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定するものを設置した法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。

山形県県税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第 1 条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（軽油取引税のみなす課税） 第125条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第 1 項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その<u>数量</u>を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 （1）～（6） 一略－ 2 ～ 3 一略－ （特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例） 第 7 条の 4 一略－ 2 前項の規定によりみなして適用する場合における第29条第 8 項の規定の適用については、同項中「第 7 条の 4 の 2 第 1 項」とあるのは「<u>附則第 6 条</u>」と、「同条第 2 項」とあるのは「<u>施行令第 7 条の 4 の 2 第 2 項</u>」とする。 （不動産取得税の課税標準の特例） 第13条の 9 一略－ 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第 7 条第 1 項の登録を受けた同法第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築を<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までにした場合における第70条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に	（軽油取引税のみなす課税） 第125条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第 1 項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その<u>数量（第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第 5 号の場合にあつては、第131条の15第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）</u>を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 （1）～（6） 一略－ 2 ～ 3 一略－ （特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例） 第 7 条の 4 一略－ 2 前項の規定によりみなして適用する場合における第29条第 8 項の規定の適用については、同項中「第 7 条の 4 の 2 第 1 項」とあるのは「<u>附則第 5 条の 6</u>」と、「同条第 2 項」とあるのは「<u>施行令第 7 条の 4 の 2 第 2 項</u>」とする。 （不動産取得税の課税標準の特例） 第13条の 9 一略－ 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第 7 条第 1 項の登録を受けた同法第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築を<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までにした場合における第70条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に

保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和7年3月31日までに完了したときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」とする。 （不動産取得税の減額等）	する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和9年3月31日までに完了したときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」とする。 （不動産取得税の減額等）
第14条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第77条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに完了したときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。 2 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）	第14条の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるものの用に供する土地の取得を令和9年3月31日までにした場合における第77条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和9年3月31日までに完了したときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で規則で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。 2 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第

第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条第1項に規定するもの（以下この項及び第4項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項及び第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第70条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3 一略一

4 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の2に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に

2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条第1項に規定するもの（以下この項及び第4項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項及び第4項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第70条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3 一略一

4 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の2に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産

係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。	取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。
5 一略一 （軽油引取税の課税免除の特例）	5 一略一 （軽油引取税の課税免除の特例）
第15条の2の3 一略一	第15条の2の3 一略一
2～5 一略一	2～5 一略一
	6 <u>鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち同条第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第124条第3項に規定する炭化水素油をいう。次条第1項及び第2項において同じ。）である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第125条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</u> （軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例） 第15条の2の3の2 前条第1項第3号に掲げる<u>軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第131条の15第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日</u>

	までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。 2 前項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合には、第131条の17第2項の規定は、適用しない。 3 特例対象事業者は、第1項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の施行規則附則第4条の8の2第1項に規定する事項を、知事に届け出なければならない。 4 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。 5 第3項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第1項の製造に関する事項その他の施行規則附則第4条の8の2第4項に規定する事項をこれに記載しなければならない。
(自動車税の環境性能割の非課税の範囲) 第15条の2の5の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になっている地域における交通手段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和7年3月31日までに限られ、第132条第1項の規定にかかわらず、当該自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。 (自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第15条の2の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子	(自動車税の環境性能割の非課税の範囲) 第15条の2の5の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、輸送人員の減少等により路線の運行の維持が困難になっている地域における交通手段の確保及び維持のために国土交通大臣が交付する補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線のうち、平成13年3月31日における2以上の市町村の区域にわたる路線で知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和9年3月31日までに限られ、第132条第1項の規定にかかわらず、当該自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課さない。 (自動車税の環境性能割の課税標準の特例) 第15条の2の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定すること

を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第132条の2第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第15条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

（1）～（2） 一略一

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から650万円（乗車定員30人以上の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項に規定する空港法施行令（昭和31年政令第232号）附則第2条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

（1）～（2） 一略一

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上

ができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第132条の2第3項に規定する新規登録（以下この条から附則第15条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

（1）～（2） 一略一

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から650万円（乗車定員30人以上の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項に規定する空港法施行令（昭和31年政令第232号）附則第2条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

（1）～（2） 一略一

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるも

させるもの（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。 (1)～(3) 一略一	の（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。 (1)～(3) 一略一
4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。	
5 車両総重量が8トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第	

12項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。	
6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、バス（同条第15項に規定するものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。	4 乗用車（施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。）、バス（同条第12項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第10項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。
7 前各項の規定は、第135条の6第1項の規定により提出される申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第16項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。	5 前各項の規定は、第135条の6第1項の規定により提出される申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第2条関係（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則 6 8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有し	附 則 6 8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を

ないもののうち同号ロ(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。	有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第49条第1項第1号ロ（8年新条例附則第7条の5の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号ロ(イ)又は(ロ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第3条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号ロに掲げる法人とみなした場合に新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について新法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。
---	--

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（趣旨）	（趣旨）
第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、山形県議会議員及び山形県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ、 <u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（山形県知事の選挙の場合に限る。）</u> 並びに <u>同項第5号のポスターの作成の公営</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、山形県議会議員及び山形県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ並びに <u>法第143条第1項第5号のポスターの作成の公営</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
（ビラの作成の公営）	（ビラの作成の公営）
第 6 条 候補者は、候補者 1 人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第 1 条のビラの作成枚数（当該作成枚数が、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号に定める枚数を超える場合には、これらの号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、第 1 条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。	第 6 条 候補者は、候補者 1 人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第 1 条のビラの作成枚数（当該作成枚数が、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号に定める枚数を超える場合には、これらの号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、第 1 条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。
（1） 山形県議会議員の選挙における候補者 <u>7 円73銭</u>	（1） 山形県議会議員の選挙における候補者 <u>8 円38銭</u>
（2） 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額	（2） 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額
イ 第 1 条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7 円73銭</u>	イ 第 1 条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>8 円38銭</u>
ロ 第 1 条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>386,500円と 5 円18銭</u> にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）	ロ 第 1 条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>419,000円と 5 円62銭</u> にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）
（ポスターの作成の公営）	（ポスターの作成の公営）
第 9 条 候補者は、候補者 1 人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより算定した金額に第 1 条のポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該候補者に係る選挙	第 9 条 候補者は、候補者 1 人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところにより算定した金額に第 1 条のポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該候補者に係る選挙

区又は選挙が行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、同条のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

区又は選挙が行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、同条のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

